

◆奨学金支給制度を活用しませんか

## 市の奨学金制度

【問い合わせ】教育総務課  
☎ 47-1280 FAX 47-1281

### ◆伊賀市ササユリ奨学金

篤志者の寄付金により設置された奨学金で、自己実現に向けた向学心が旺盛で修学のための経済的支援を要する優秀な学生に対して、社会に貢献する人材育成を目的として奨学金を支給します。

【対象者】 ※①～④のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、市内に本人の住所がある人
- ②大学・短期大学の第1学年または高等専門学校の第4学年に在学する人
- ③市内の中学校または高等学校を卒業した人
- ④世帯全体の年間所得が780万円以下の人

【支給額】 240,000円/年

【必要書類】 ①ササユリ奨学金支給申請書

- ②大学などの在学証明書
- ③住民票（世帯全員分で、続柄が記載されているもの）
- ④世帯の中で所得のある人全員の平成28年度所得証明書
- ⑤卒業した高等学校の成績証明書または高等学校卒業程度認定試験の合格証明書（高等専門学校生は、前期3年間の成績証明書）
- ⑥履歴書（志望の動機を必ず記入してください。）
- ⑦口座振込依頼書

【申込期間】 6月15日(水)～30日(木)

【募集人数】 2人

【選考方法】 支給審査委員会により決定

1次:書類選考 2次:面接など(8月7日(日)を予定)

※申請者の中で遺児が含まれている場合は、選考の際に遺児であることが考慮される場合があります。

### ◆伊賀市奨学金

市内の高校生・大学生などに、修学の支援を通じて教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材の育成を目的として奨学金を支給します。

【対象者】

※①～③のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、本人・保護者とも市内に住所がある人
- ②高等学校・専門学校・大学などに在学する人
- ③申請者と生計を同一とする世帯員の中に、平成28年度の住民税所得割額を納付すべき世帯員がいない人

【支給額】

- 高等学校・高等専修学校など：72,000円/年
- 大学・短期大学・専門学校など  
国公立：72,000円/年  
私立：84,000円/年

【必要書類】

- ①奨学金支給申請書
- ②高等学校または大学などの在学証明書
- ③住民票（世帯全員分で、続柄が記載されているもの）
- ④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または住民税納税通知書の写し（平成28年度分）または伊賀市奨学金支給申請に係る課税台帳閲覧の同意書
- ⑤口座振込依頼書

【申込期間】 6月15日(水)～30日(木)

【申込先】 教育総務課

生涯学習課 ☎ 22-9679 FAX 22-9692  
各公民館（いがまち・阿山・大山田・青山）

◆受給資格証の更新についてのお知らせです

## 福祉医療費を受給している人へ

【問い合わせ】保険年金課  
☎ 22-9660 FAX 26-0151

福祉医療費は毎年9月に受給資格証を更新します。

引き続き受給資格のある人には新しい資格証を8月末に郵送しますが、次の人は「平成28年度課税（所得）証明書」の提出が必要です。

【提出が必要な人】 平成28年1月1日時点で伊賀市に住所がないなど、伊賀市で平成28年度の所得、課税状況を確認できない人

※期限までに提出しない場合、新しい受給資格証を送付できませんのでご注意ください。

【提出書類】

- 平成28年度課税（所得）証明書
- ※平成27年中の所得状況・課税状況・扶養人数・控除額すべてがわかるものを取得し、提出してください。
- ※取得方法は、平成28年1月1日時点で住所があった市区町村で確認してください。

【提出期限】 7月20日(水)

【提出先】

保険年金課・各支所住民福祉課

# ◆ 6月13日(月)に通知書を発送します 市・県民税の納税通知書

【問い合わせ】課税課  
☎ 22-9613 FAX 22-9618

《納期限》 普通徴収により徴収する場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。納付書の記載事項を確認の上、納期限内に納付してください。  
※土・日曜日、祝日の場合は翌日

▼公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ  
4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。  
※介護保険料が年金から引き落としされていない人や市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。  
給与からの引き落としによって徴収する税額などについては、通知書を事業所へ送付していますのでご確認ください。

なお、確定申告書で給与・公的年金等に係る所得以外(4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合には、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。

## ▼公的年金からの特別徴収方法が変わります(右図のとおり)

年税額が前年度の額から大きく変動した場合、現在の徴収方法では仮徴収税額と本徴収税額に大きな差が生じる上、この差が翌年度以降も続いてしまいます。

そこで、年間の税額を均一にするため、平成29年4月以降、公的年金からの仮徴収税額を地方税法の改正により、「前年度の年税額の2分の1」に相当する額とします。

## ◆特別徴収税額の計算方法は次のとおりです

※前年度からの特別徴収継続者

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度の本徴収額 ÷ 3 (前年2月と同額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正後 (平成29年度～)	(前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

(例) 公的年金からの特別徴収額が年税額で12万円の場合(円)

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成27年度	30,000	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000
平成28年度	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000
平成29年度	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

## ◆ごみの減量・リサイクルなどを推進する地域のリーダーとして活動しませんか

# ごみ減量・リサイクル等推進委員会委員募集

【問い合わせ】廃棄物対策課  
☎ 20-1050 FAX 20-2575

ごみ排出の減量、分別、再資源化、ごみ・し尿の不法投棄の防止、環境美化などに関する施策の検討、協議や地域への啓蒙啓発を行う委員を募集します。

【募集人数】 2人以内

【応募資格】 次のすべてに該当する人

- ①市内在住で満20歳以上の人
- ②市議会議員・市職員でない人
- ③年3回程度の委員会に出席できる人(原則として平日の昼間2～3時間程度)

【任期】 7月1日～平成30年3月31日(予定)

【報酬】 13,200円/年 ※市の規定に基づく。

【応募方法】 応募動機を800字以内にまとめ、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで応募してください。

【選考方法】 作文審査 ※選考結果は応募者全員に通知します。受理した提出書類は返却しません。

【応募期限】 6月24日(金) 午後5時 ※必着

【応募先】 〒518-1155 伊賀市治田3547番地の13 さくらリサイクルセンター内  
伊賀市人権生活環境部廃棄物対策課  
✉ haikibutsu@city.iga.lg.jp